

伊予市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成28年11月25日
伊予市告示第155号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 訪問介護相当サービス（第4条）
- 第3章 訪問型サービスA
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
 - 第3節 設備及び運営に関する基準（第8条）
- 第4章 通所介護相当サービス（第9条）
- 第5章 通所型サービスA
 - 第1節 基本方針（第10条）
 - 第2節 人員に関する基準（第11条・第12条）
 - 第3節 設備及び運営に関する基準（第13条）
- 第6章 その他（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第3条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。
- (2) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、緩和した基準によるものをいう。
- (3) 通所介護相当サービス 指定相当訪問型サービス等基準第47条に規定する指定相当通所型サービスをいう。

- (4) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、緩和した基準によるものをいう。
- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。

(訪問型サービス・通所型サービスの事業の一般原則)

第3条 第1号訪問事業及び第1号通所事業の事業を行う者（以下「訪問型・通所型サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 訪問型・通所型サービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の訪問型・通所型サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス

(訪問介護相当サービスの基準)

第4条 訪問介護相当サービスの基準は、指定相当訪問型サービス等基準の例によるものとする。この場合において、指定相当訪問型サービス等基準第38条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

第5条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活援助（清掃、ごみの分別搬出、洗濯、買物、調理における利用者の援助）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第6条 訪問型サービスAの事業を行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下「訪問型サービスA従事者」という。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、訪問型サービスA従事者のうち、利用者（当該訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は訪問介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA

の事業と指定訪問介護又は訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービスA又は指定訪問介護若しくは訪問介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数の者をサービス提供責任者としなければならない。

- 3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 4 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護又は訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備及び運営に関する基準

（設備及び備品等）

第8条 指定相当訪問型サービス等基準第6条から第41条までの規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、指定相当訪問型サービス等基準第6条中「指定訪問介護事業者」とあるのは、「指定訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは、「指定訪問介護又は訪問介護相当サービスの事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第7条第1項」とあるのは、「指定居宅サービス等基準条例第7条第1項又は第4条」と、指定相当訪問型サービス等基準第7条、第16条、第19条、第21条、第22条、第25条、第26条、第27条、第28条、第36条、第40条中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

第4章 通所介護相当サービス

（通所介護相当サービスの基準）

第9条 通所介護相当サービスの基準は、指定相当訪問型サービス等基準の例によるものとする。この場合において、指定相当訪問型サービス等基準第60条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針

第 10 条 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他身体介護を伴わない日常生活上の支援や、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第 11 条 通所型サービスAの事業を行う者（以下「通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下「通所型サービスA従事者」という。）の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者（専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が、利用者（当該通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は通所介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスA又は指定通所介護、指定地域密着型通所介護若しくは通所介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数に応じ必要と認められる数に 1 を加えた数以上とする。

- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、通所型サービスA従事者を、常時 1 人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、通所型サービスA従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従事者として従事することができるものとする。
- 4 前 3 項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項から第 7 項まで、指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項から第 7 項まで又は通所介護相当サービスに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定す

る基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 12 条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービス A 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備及び運営に関する基準

(設備及び備品等)

第 13 条 指定相当訪問型サービス等基準第 50 条から第 65 条までの規定は、通所型サービス A の事業について準用する。この場合において、指定相当訪問型サービス等基準第 50 条中「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者」とあるのは、「指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者」と、「指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護」とあるのは、「指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所介護相当サービスの事業」と、「指定居宅サービス等基準第 95 条第 1 項から第 3 項まで又は指定地域密着型サービス基準第 22 条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは、「指定居宅サービス等基準第 95 条第 1 項から第 3 項まで、指定地域密着型サービス基準第 22 条第 1 項から第 3 項まで又は第 9 条」と読み替えるものとする。

第 6 章 その他

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 31 日告示第 73 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 9 月 5 日告示第 196 号)

この告示は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。